

日本石鹼洗剤工業会事務局

ご担当者様

2026年2月13日付けのご返信拝読いたしました。

「生活者のニーズは変化し……消臭・防臭・香りづけなど多様な機能が求められるようになった」というのは、2000年代に立て続けに商品開発をなされ、2010年代以降「マイクロカプセル」類を利用した柔軟剤、合成洗剤、消臭剤がスーパーやドラッグストアで販売されるようになったことと、承知しております。販売戦略として、「体臭を嫌うニーズ」を捉え「香りブーム」を起こし、大量の商品を市場に送り出されたこともデータにて拝見しました。

私どもも一般市民であり、消費者です。過去は、貴工業会の会員企業の商品を購入し、信頼し、利用してきた人たちがほとんどです。全国各地で多くの消費者と同じく、使用量などを守り洗濯や清掃を行ってきました。その結果、頭痛、咽頭痛、関節痛などの健康増悪を起こしました。

当会の会員からのメッセージを読んでいただけたでしょうか。全国各地で出会ったことのない人たちが、示し合わせたかのように同じような発症の経緯、症状、生活の困難を訴えています。SNSで同様の症状や苦境を詳細に発信する方たちもおられます。

過不足ない暮らしをし、長年の夢を叶えたときに、柔軟剤で、人生がある日突然激変したという人たちの声が拡散されています。この現状をどう捉えておられますか。

発症の環境は様々ですが、発症を自覚していく（例えば柔軟剤の香りがすると、いつも同じ頭痛が起きるなど）過程は、それなりの時間を要した人が多いのです。「まさか」とも思わないほどに、洗剤などの日用品がわが身の凶器になるとは思いもよらぬことなのです。

一消費者として企業や消費者センターに相談や訴えをされる人もいます。

しかし、ご存知のように、生活用品に関する品質は、実質、貴工業会の会員企業の自主管理と自主規制に委ねられている面が大きいものです。これまでの関連省庁の見解も、「規制する法律がない」という点で、私どもの訴えは退けられています。科学的な手法で、製品と私どもの症状の関連性について検証しようにも、成分開示を強制することもできない状況は、皆さまご存知のはずです。

カナリア・ネットワーク全国から貴組織にご連絡をさせていただくのは、先のご回答のように「なすべきことをしている」といったご返答を求めている事ではありません。これもご承知の通り、過去のシックハウス症候群とは異なり、健康被害の原因を一定の企業の製品

や限られた化学物質に科学的に特定ができないのが「香害」です。そういう意味においては、責任逃れが容易とも言えるでしょう。

製品の安全性は、国際的に一般的な評価手法に基づいて、総合的な評価・確認を行っておいでとのことですが、それでは、なぜ貴組織の会員企業の製品による健康被害の声が寄せられ続けるのでしょうか。被害の声が増えてきた時点で、従来の安全性評価手法では予見できなかった問題が自社製品にあるのではないかと、自社製品の再評価を行い、製品の改善を行うことが出来たはずです。それをすることもなく、いまだに安全性を声高に語る企業姿勢は、社会的存在として、道義的責任を免れ得るものではないと考えます。

被害者は貴組織の会員企業の製品をきっかけにして、人生を変節されるほどの苦しみを味わっています。今、子どもたちからも、鼻血、頭痛、腹痛といった痛みをともなう体の訴えがあります。それは、一時的なことではなく、毎日のように繰り返し起こります。新しい技術で製造された柔軟剤などによって、日々の学習や友人との交流を阻害された子どもたちの将来について、お考えいただきたいのです。

今後も「マイクロカプセル香料」の香りの持続性によって発症者が生まれます。一度、化学物質過敏症を発症すれば、旧来の洗剤のような原料臭をマスクングするための微香であっても、症状は発現します。ですが、「マイクロカプセル香料」の添加を止めることで、新たな発症者の減少につながります。

増え続ける声を現状のまま、放置し見過ごされるのでしょうか。

香料という点だけでも、脳神経への影響があることはさまざまな研究で確認されています。

貴工業会の会員企業は「Leave No One Behind（誰一人取り残さない）」という理念のSDGsに賛同され国際的にも社会貢献をされています。

ぜひ、日本国内に点在する被害実態を受けとめていただきたい。柔軟剤、合成洗剤、消臭剤による「香料被害」は現実に発生しています。

貴組織と会員企業で協働し、香害被害を収束させていくための具体的な対策を実現なされることを私たちは望みます。「カナリア・ネットワーク全国」もできうる限りの協力をさせていただきますと存じます。以下、僭越ながら、一案を述べさせていただきます。

① いわゆるマイクロカプセル技術を一般消費者が使用する柔軟剤などの生活用品に使用しない。これは、これ以上被害を増大させないために必須です。

② ①の対策をとるまでの企業責任として、また障害者支援の一環として、化学物質過敏症や同様の症状を発症した人の、「重症化を防ぎ」「障害が残るものの『寛解』といえる程度に社会生活が送れる」よう、一時避難（災害時避難にも利用できる）施設を創る。

施設は「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」と位置づけ、「フレグランスフリー」を入居条件とする。賃貸の条件として、一般の住宅困難者も入居可能な状態にする。

施設は化学物質過敏症発症者で運営し、発症者への就労支援としても活用される。また、住宅の一部を災害時の避難場所に充てる。これら全ての創生と運営責任を、貴組織及び会員企業が担う。

①および②の実行により、香害により社会生活に障害のある人たちが、安心して暮らせる住まいの確保につながります。それは、香害により化学物質過敏症や健康被害を受けた人が、人生を失うほどに症状を悪化させず、いわゆる「寛解」の状態を保つことに貢献します。

以上は、例示としての一案に過ぎません。

香害被害者の困難は、住居地域、職場、学校環境によっても、様々で多岐に渡ります。しかし、困難に陥った人たちを見捨てずに、そのいずれか一つでも、関係企業として「なにができるか」をお考えいただきたい。

カナリア・ネットワーク全国は、その前提として「香害」があることをしっかりと認め、事実に向き合っていただくこと、被害の声をさらにきちんと聴取いただくこと、を求めています。

それなくしては善良な消費者を見捨てることになります。

これまで、ご担当者様からのご返信には苦肉の策ならぬ、苦渋のお言葉がくり返されているように拝読しています。しかしながら、それでは、事態は一步も進みません。あと一步、誠実なご対応をお願いします。全国各地の香害被害者に手を差し伸べてください。

ご多忙中恐れ入りますが、4月11日までにご返信を頂きたく、よろしく申し上げます。なお、ご回答は当会ホームページ等で公表させていただきます。

2026年3月15日

カナリア・ネットワーク全国世話人一同